

## デマンド交通の試行運行実施計画（案）

### 目次

- 1 試行運行実施の背景
- 2 運行計画
  2. 1 試行運行期間
  2. 2 利用対象
  2. 3 運行事業者
  2. 4 運行エリア
  2. 5 運行形態
  2. 6 利用料金
  2. 7 運行曜日及び運行時間帯
  2. 8 予約方法及び予約受付
  2. 9 運行車両
  2. 10 サービス名称
  2. 11 試行運行期間中のコミュニティバスの取扱い
- 3 運営計画
  3. 1 運営形態の概略
  3. 2 運行許可
  3. 3 乗務員の役割
  3. 4 オペレータの役割
- 4 予算（平成 30 年度）
- 5 広報計画
- 6 運行調査計画

平成 30 年 6 月

菰野町

## 1 試行運行実施の背景

既存のコミュニティバスではカバーできない地域の町民などの移動手段の確保と、鉄道、路線バス及びコミュニティバスといった幹線の役割を担う交通手段とをつなぐ支線としての役割を担う交通手段の導入を目的として、町と交通事業者が連携し、現行のコミュニティバスに比べ、より多くの乗降場所を設定した予約型の交通手段（デマンド交通）の試行運行を実施し、試行運行の実績等を基に、菰野町に最適な交通体系の構築を目指します。

## 2 運行計画

### 2. 1 試行運行期間

- 平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日

### 2. 2 利用対象

- 菰野町民及び来訪者とします。

### 2. 3 運行事業者

- 町内の一般乗用旅客自動車運送事業者である「有限会社 尾高」とします。

### 2. 4 運行エリア

- 神明、大羽根園、菰野第一区、菰野第二区、菰野第三区、宿野、福村、神森、鵜川原地区、潤田、三滝園、江野とします。（別紙参照）

### 2. 5 運行形態

- あらかじめ乗降場所を定め、乗降場所間を運行します。
- 以下を乗降場所の候補とし、A 地点と B 地点及び B 地点間の運行は可能とし、A 地点間の運行は不可とします。  
A 地点：運行エリア内の既存のコミュニティバス停留所、公会所、集落センター、公園等、地点の案を示します。  
B 地点：図 - 1 のとおり（別紙に黄点にて表示）

図-1. 乗降場所B地点一覧

公共施設	鉄道駅、停留所	拠点病院
けやき（町庁舎）	湯の山温泉駅	菰野厚生病院
菰野地区コミュニティセンター	大羽根園駅	
鵜川原地区コミュニティセンター	中菰野駅	
B&G 海洋センター	菰野駅	
大羽根運動公園	鵜川原（四日市福王山線停留所）	
町民センター（体育センター）	菰野東（高速バス停留所）	
南部公民館		
農村センター		
ふるさと館		

※鉄道駅間の運行、国道 306 号の西側から菰野駅への運行及び国道 306 号の東側から湯の山温泉駅、大羽根園駅又は中菰野駅への運行は不可とする。ただし、けやき（町庁舎）からは各鉄道駅への運行は可能とする。

- 事前に氏名、住所等の登録をしている町民は、自宅等の乗降場所を設定できる仕組みを検討しています。
- 金融機関、郵便局、JA、スーパーマーケット等の民間施設は、駐車スペースの確保、乗降場所を示す看板の設置等を条件に、公募等により B 地点として選定します。

## 2. 6 利用料金

- 1 人 1 乗車 400 円（現金決済）
- 小学生、高齢者（65 歳以上）、障がい者（手帳をお持ちの方）は 300 円
- 未就学児は無料
- けやき又は菰野駅では、デマンド交通とコミュニティバスとの乗り継ぎを可能とします。この場合、降車時に乗務員から乗継券（当日限り有効）を受け取り、デマンド交通からコミュニティバスへ乗り継ぐ際はコミュニティバスの利用料金を無料、コミュニティバスからデマンド交通へ乗り継ぐ際はデマンド交通の利用料金を 200 円で利用できるものとします。
- コミュニティバスのフリー乗車券をお持ちの方は、試行運行期間中は 200 円で利用できるものとします。

## 2. 7 運行曜日及び運行時間帯

- 運行曜日は、月曜日～土曜日とします。（祝日は運行）
- 運行時間帯は、8:00～17:00 とします。
- 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は、運休とします。

## 2. 8 予約方法及び予約受付

- 予約は、利用者からの電話にて受け付けます。
- 電話での予約受付の曜日及び時間帯は、「2. 7 運行曜日及び時間帯」と同様とします。
- 8:00～9:00 の利用は、前日までの予約が必要とします。
- 事前の予約受付は、利用日の 7 日前からとします。
- インターネット等の予約については、準備ができ次第、開始いたします。（平成 30 年度内開始予定）

## 2. 9 運行車両

- セダン車両 1 台 ※3 組 4 名まで利用可能
- 予約が集中する時間帯（8:00～11:00）の追加車両手配は、試行運行の実績に基づき検討します。

- 2. 10 サービス名称
    - 菰野町にふさわしいデマンド交通の名称を定義します。
  - 2. 11 試行運行期間中のコミュニティバスの取扱い
    - 試行運行期間開始の2か月後、コミュニティバスの4コース鶴川原川北線と5コース茶屋の上大羽根線は休止とします。
- 3 運営計画
- 3. 1 運営形態の概略
    - デマンド交通の業務（運行及びオペレータ）は、運行事業者に委託します。
  - 3. 2 運行許可
    - 運行事業者は、道路運送法第21条に基づく区域運行の申請を中部運輸支局三重運輸支局に提出し、許可を取得する必要があります。
  - 3. 3 乗務員の役割
    - 試行運行の開始前に、乗務員を対象にデマンド交通の運行ルール、車載器の利用方法等の研修を行います。
    - 試行運行開始後は、乗務員は車載器の指示に従い運行します。
    - 利用者の降車時に、乗務員が運賃の収受を行います。
  - 3. 4 オペレータの役割
    - オペレータは、利用者からの電話予約を受け、配車システムに依頼内容を入力することで配車（システム経由にて車載器へ通知）を行います。
    - 利用者や乗務員からの問い合わせについても対応します。
- 4 予算（平成30年度）
- 平成30年度のデマンド交通の予算の内訳は、図-2のとおりとなります。

図 - 2. 平成30年度デマンド交通の予算

項目	金額（円）
消耗品費（運行掲示用マグネット等）	100,000
運行委託料	5,600,000
運行管理等システム委託料	2,500,000
計	8,200,000

（参考）コミュニティバスの利用実績に基づく想定収入

- H29.10～H30.3の菰野町のコミュニティバス2路線（4コース鶴川原川北線、5コース茶屋の上大羽根線）の利用者数は3,889人であり、同数の利用者がデマンド交通を利用した場合、コミュニティバスの利用は高齢者がほとんど

であることから、デマンドの利用料 300 円を乗ざると 6 カ月間の合計収入は  
 図 - 3 のように想定されます。

図 - 3. デマンド交通の想定収入

項目	金額 (円)
運賃収入	1,166,700

## 5 広報計画

- 試行運行の広報は、各区や各種団体への説明会、各地区への地域懇談会、菰野町ホームページ等で周知します。
- 現行のコミュニティバス利用者に対してけやきなどでデマンド交通の利用案内を実施します。

## 6 運行調査計画

- 試行運行の評価、検証を行うため、利用者へのアンケートやシステムから抽出したデータの分析を行います。

図 - 4. 試行運行の運行調査計画

調査名	目的	主な把握項目	手法
利用者アンケート	利用者の利用実態、今後の利用意向を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・属性（年齢、性別等）</li> <li>・利用状況（頻度、目的、時間帯等）</li> <li>・利用者評価（満足度、要望等）</li> <li>・今後の利用意向 等</li> </ul>	けやき等で利用者からヒアリング
運行管理システムデータ分析	利用実態を定量的に分析し、本格運行のための参考データとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数</li> <li>・利用状況（出発地、目的地、時間帯）</li> <li>・運行状況（平均乗車密度） 等</li> </ul>	システムからデータ集計